

○厚生消防委員会

---

令和2年11月5日（木曜日）

午前10時 0分 開会

午後 5時16分 散会

---

○白川健太郎委員長 これより危機管理監、総合政策部長及び総務部長に入室していただきます。

（國友 昭危機管理監、● 銅正宣総合政策部長、吉村啓信総務部長入室）

○白川健太郎委員長 質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 私ごとではございますけれども、先々月末、令和2年9月定例市議会の会期末頃におきまして、体調不良のため救急搬送によりまして、数日の間、医療機関に入院しておりました。御心配の声を議会のほうにも頂戴しているということでございます、市民の皆様には御心配をおかけいたしております。また、お世話になりました消防局救急隊と関係者の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

また、議長をはじめ議員各位におかれましても、私の提案しておりました議案につきましても全会一致の賛成で御議決を賜りまして、滞りなく取り扱っていただきましたことに重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、質疑に入ります。

繰り返し取り上げてまいりました仮称子どもセンターにつきまして、特に児童相談所等の機能に着目してお聞きします。

厚生労働省の児童相談所運営指針にもありますその第1章、児童相談所の概要、第1節、児童相談所の性格と任務に関しまして、奈良市による児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念について、端的に説明を求めます。子ども未来部長の答弁を求めます。

○鈴木千恵美子ども未来部長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

仮称子どもセンターの設置の本市の理念ということでございますけれども、本市におきましては児童虐待の重症事例も発生しておることから、出産から切れ目のない支援を行うということで、仮称子どもセンターの設置を今進めているところでございます。

○三橋和史委員 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念についてお答えいただきたいんですけども、もう一度お願いします。

○白川健太郎委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

本市の子供たちを守り健やかに成長できるよう、子供やその家族への支援を充実していくという目的を持ちまして、子どもセンターの設置を目指しているところでございます。本市におきましては、これまでも母子保健、子育て、福祉、教育等の各分野が連携、協力しまして、子供や家

庭への相談支援を行ってまいりましたが、児童相談所を設置することでより専門的な指導、相談、さらには迅速な一時保護、施設入所等の支援を行うなど、基礎自治体である中核市の特性を生かした児童相談所を目指しており、そのための必要となる組織や人員体制の構築、人材の育成を進めているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念の中に、「子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する」とありますが、子供の権利擁護について、その最も重視されている項目の奈良市の見解をお示してください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時35分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

子供の権利擁護ということでございますが、子供には生まれてきたときに既に持っている権利がございます。その権利を守るために子供の権利条約も定められているところでございますけれども、本市におきましてもこの条約に基づきまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つの子供の権利を守るという視点で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 児童相談所の業務の関連から、児童の定義をお答えいただけますか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

18歳までの子供が原則であると認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 同指針におきましては、「児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的」とする旨が記載されておりますが、子供の持てる力を最大限に発揮するために、最大限配慮される事項とは何でしょうか。奈良市としての見解をお示してください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、妊娠期から切れ目のない子供、家庭への総合的な支援体制の拠点ということを目指しているところでございます。それから、子供の健やかな成長と子供の安心・安全の確保を目指すということで、子供を児童虐待や非行等から守り、子供の安心と安全の確保を最優先にした支援体制を整備するということを目指します。それから、児童虐待には重症事例、過去にもございましたけれども、これの発生ゼロを目指すということでございます。それから、地域社会全体で子供や家庭を支えるという環境を目指すということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 また、同じく同指針には、児童相談所における相談援助活動は、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づいて行われるべきことが記載されておりますが、そのうち「児童福祉の理念」とはどういうことなのか。奈良市としての見解をお示してください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

全ての子供たちが生まれながらに持つ権利を生かして、幸せに生きていくことだと思っております。

ます。

以上でございます。

○三橋和史委員 同じくここに書かれております「児童育成の責任の原理」とは何か。奈良市としての見解をお答えください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時39分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

本市におきましては、子供に優しいまちづくりということを掲げておりまして、子ども・子育て支援事業計画も定めているところではございますけれども、繰り返しになりますが、妊娠期から切れ目のない支援を行っていくことで、児童育成の取組を進めているということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 以上にお聞きしたことを踏まえまして、児童相談所は、それらの目的を達成するために、基本的に3つの条件を満たしている必要があると記載されております。その3つの条件について、子ども未来部長は把握されていますか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

児童相談所の業務といたしましては、相談機能、一時保護機能、措置機能、この3点があると認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 児童相談所運営指針に基づいてお答えいただきたいんですけどもね。そこに書かれている3つの条件を把握されているのかどうか、再度お尋ねします。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時42分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

児童相談所運営指針は手元にあるんですけども、委員お述べの箇所がどこなのか、ちょっと今見当たっておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 条件として、児童福祉に関する高い専門性を有していること、地域住民に浸透した機関であること、児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていることなどが挙げられております。厚生労働省の児童相談所運営指針につきましては、隅々まで把握されていて当然だと思いますから、あまり審議を止めないでいただきたいと思います。

児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律の施行を契機として、一定の体制の整備が図られてきましたが、深刻な児童虐待事案が依然として頻発している状況を踏まえ、法改正も経まして、児童虐待防止対策の一層の充実及び強化を図っていくことが必要とされていますが、その強化及び充実とは具体的にどのような取組をいうのかお答えください。

○白川健太郎委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時48分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

理事者から発言がありますので、発言を許します。

○鈴木千恵美子ども未来部長 三橋委員の御質問に対しまして、少しお答え、正確に、専門性の高い内容でございますので、子ども未来部の参事に入室の許可、いただいてよろしいでしょうか。

○白川健太郎委員長 ただいま申出がありました、そのようにいたしまして御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○白川健太郎委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、野儀参事に入室いただきます。

質疑を続行いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 先ほどの御質問で、強化された部分という御質問だったかと思えますけれども、人員の配置、あと職員の専門性ということで強化されたと認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これまでの法改正の趣旨として特に児童虐待の防止に力点が置かれているところですが、その児童の心理的部分に着目しつつ、奈良市が建設しようとしている施設の配置についてお聞きします。この件につきましては、これまでに何度も言及して参りましたが、明確な答弁が行われていないままであります。

改めて指摘いたしますが、児童相談所、また一時保護所というのは、非行に走ってしまう子供たち、あるいは実の親から、また保護者から虐待を受けて、命からがら逃げ込んでくる子供たちを守る施設であります。この現実を無視して、奈良市の示す計画では、保護者から虐待を受けて心が傷付いた子供たちに追い打ちをかけるように、いかにも恵まれた親子像、絵に描いたような親子たちの姿、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつけ、またその楽しそうな声を聞かせるような配置にありまして、そもそも根本的な問題があるというべきではないでしょうか。

虐待を受けて間もない子供たちに、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族像を目前で見せつけてしまうことになり、遮蔽するとしても完全には不可能であり、他の親子が楽しく過ごす声も聞こえてくるでしょう。

そのような状況における子供の心理状態はどのように推定されているのでしょうか。さきの質問でも言及しましたが、3つの条件の中で、「児童福祉に関する高い専門性」とありますので、高い専門性の見地からお答えください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

今、委員お述べになられました内容につきましては、児童相談所のあり方検討委員会でも委員の皆様方から懸念の声を頂戴している部分でございました。計画といたしましては、家庭的な雰囲気の中でいかに傷ついた子供たちを見守っていくかということに気をつけておりまして、動線であったり、それから部屋に関する目隠しといいますか、遮蔽といいますか、その構造的な部分についても配慮をするということで、緑の中で伸び伸びと過ごさせてあげたいという思いと、今、委員がお述べになられました懸念の部分と調和できるような内容で検討しているところでござい

ます。

以上でございます。

○三橋和史委員 質問しているのは、そのような状況における子供の心理状態はどのように推定されているのかということなんです。的確に質問に教えてください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員お述べのどのように推定しているのかという部分について、その推定というお言葉にどのように答えればいいのか少し分かりかねるところなんですけれども、子供たちの傷ついている気持ちに寄り添いながら、虐待によって一時保護されて傷ついた子供たちをいかに回復させていくかと、そういうケアの部分を重視しているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 傷ついている子供たちがいかにも絵に描いたような楽しそうな親子像を見せつけられてどのように感じるか、そういった状況における子供たちの心理状態をどのように推定しているのかということをお答えいただきたいんです。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

一時保護される子供さんにつきましては、建物に入る箇所から別の入り口になっておりますので、委員お述べのように公園で遊んでいる子供たちを見るというようなことに、入室のときの動線についてはそのようなことのないように配慮しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 そもそも隣接している施設なんでしょう。同一の建物なんでしょう。声も聞こえるでしょう。あなたがおっしゃっていることは不可能だと思うんです。そういった状況における心理状態についてそもそも質問しているのに、全く関係のないことを答えられているんです。

児童虐待に関する事案は当然のことですけれども、被虐待児童のみならず、非行児童、虞犯児童、触法児童、これらも含めた要保護児童やその家庭に対する児童相談所の事務においては、高度の専門性ととも、行政職員としての慎重さも求められます。

そこで、今お聞きしました児童の心理状態の推定は重要なものであることから、あまりお答えされませんので、児童心理学の基本から改めてお聞きします。

発達段階の領域的な特徴である発達段階における一般的な能力の獲得は、極めて重要であると言われております。その段階において、虐待などで一時保護される児童の心理状態と、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつけるような場所、奈良市の資料にいうキッズスペースなどが同じ建物に、そして隣り合わせる設計について、専門家の御意見はどのようなものであったのか、お答えください。

(三橋和史委員「時間止めてもらわないと。いつもそうや。」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 参事、答えられますか。(三橋和史委員「前の委員会でもやりましたよね。」と呼ぶ)

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後2時58分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、あり方検討委員会の中で児童相談所の所長の御経験者の方であったり、虐待の専門家の先生方がおられましたので、その辺の子供の心理的な状況ということを具体的に御指示、アドバイスいただきまして、建物の配置であったり運営についても配慮するような御意見を賜ったところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 専門家と呼ばれる方々が入ったその意見交換の場でありますけれども、その場の性質及び参加されたメンバーを全て教えてください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

あり方検討委員会は懇話会という位置づけでございまして、委員のメンバーは5名でございます。元児童相談所所長経験者の方、センターの児童福祉司の御専門の方、その両名とも大学のほうで講師なり教鞭も取っていらっしゃる方でございます。それから、子供の権利擁護、貧困についての研究者の方、それから同じくこども家庭相談センターの所長の方、この方は厚生労働省の専門委員もされているような方ございました。それから、本市で児童虐待のケースが生じたときに御相談もしております弁護士の先生の方、この5名が懇話会に参加しておられました。

以上でございます。

○三橋和史委員 先般、租税関係に関しても指摘しましたけれども、またしてもこのような重要事項であるにもかかわらず、地方自治法第138条の4第3項に規定する市の事務等について必要な調停、審査、諮問または調査を行う附属機関ではない懇話会という法的根拠のない場での意見交換しか経ていないということも問題であります。これでは意思形成過程の正当性が担保されないわけでありまして、問題のある経緯であると指摘しております。

そして、奈良市がおっしゃる専門家の御意見について、私が先ほどから問題提起している部分はたった3行しかないんですよ。こんな重要な事項について、たった3行の記録しか残されていない。これが検討としての体裁をなしていますか。

専門家ではなく、奈良市としての見解を伺います。先ほど紹介しました発達段階における順序は普遍であります。例えば、子ども未来部の部長ですので御存じだと思いますけれども、保育士等も学ぶこととなるジャン・ピアジェ、これの提唱を例に挙げますと、感覚運動期0歳から2歳、前操作期2歳から7歳、具体的操作期7歳から11歳、形式的操作期11歳・12歳以降とされます。

この段階における心理学的見地からの取組は児童相談所における業務では非常に重要ですが、段階の違いに応じた対応につきまして、奈良市の見解をお答えください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

児童相談所におきましては、児童福祉司、児童心理司、専門的な職員を配置することによりまして、今委員お述べの内容につきましては取り組んでいくこととなろうかと思っておりますけれども、私自身はその専門的な分野については存じ上げておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 あまりに意味不明なのでありますけれども、極めて基本的な内容なんです。それを私は知りませんと、この事業の責任者が開き直ってはばからない、この姿勢こそが問題だと思います。子ども未来部長はこの事業の責任者ではないんですか。

さらに、児童福祉に関しまして、基本的な姿勢についてお聞きします。被虐待児童などは、特に発達心理学によるアプローチが重要と言われております。そこで、代表的なアプローチについては、進化心理学的アプローチ、行動遺伝学的アプローチ、文化心理学的アプローチ、生態学的ア

アプローチ、ダイナミック・システム・アプローチがありますが、その各アプローチの奈良市としての方針ないし見解をお聞かせください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

子供の発達段階に応じてケアする専門的な接し方、ケアの仕方があると思いますので、発達段階に応じた対応をしていくということが重要であると思っております。

以上でございます。（三橋和史委員「質問に答えてください。」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時3分 休憩

午後3時4分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

子ども未来部長に申し上げます。

質問の要旨を的確に把握して答弁されるようお願いいたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

心理学的なアプローチという観点で御質問いただいたかと思えますけれども、その点の児童心理司としての実践を積むということで、今、各地の児童相談所に派遣研修ということもしております。児童心理司に専門的な知見をしっかりと身につけていただいた上で、配置のほうを検討しているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 分からないということですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、専門的な分野につきましての（三橋和史委員「そなん聞いてない。分からないのかどうか答えてください。」と呼ぶ）はい、先ほども申し上げていましたとおり、私自身は存じ上げておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 シンデレラ効果とか聞いたことないんですか。児童相談所業務の移管を受けたいと、全庁を挙げて奈良市が取り組みたいと言っているわけですよ。このような基本的なことも把握しないで部長をやっておられる。部長だけじゃなくて、この場にいる誰もが答えることができないと、そのような行政組織が児童相談所の業務なんて担えるわけがないじゃないですか。

奈良市としての事務方針をお聞きしているわけではありますが、基本的で重要な質疑に対しても意味不明な答弁しかされないとは驚くべき事態であります。

私は、この児童相談所の機能を含む子どもセンターの建設及び運営に関する準備があまりに行き当たりばったりで無計画であり、児童のことや各家庭のための支援や援助を考えたものではないという強い懸念を抱くものであります。真面目に質問しているので、真面目に御答弁いただきたいと思っております。

このような基本的なことを質疑する理由は、専門家にお聞きしましても、被虐待児童や非行児童等を一時保護する機能を担う施設と、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族が集う場を併設ないし同一の建物に設置するという奈良市長の神経が分からないと口をそろえるからであります。私も同感でありまして、したがって、その意思決定の過程において重要である児童の発達心理学、児童の達成動機の理論等から、奈良市の検討アプローチについて確認

しているわけであります。これについては、前回の委員会ないし分科会でも取り上げた事項でありまして、本日この時点において、お答えにならないということ自体がおかしいのであります。

特に虐待の事案に絞りますと、被虐待児童については、先ほど申し上げました発達段階によりアプローチも変わります。しかし、ロバート・ホワイトの研究では、コンピテンス概念が提唱されました。コンピテンスとは環境と効果的に相互交渉する能力であり、幼児から既に備わっていると考えられております。すなわち、児童虐待を受ける児童たちは、学習性無力感の理論でもコンピテンスが用いられるように、虐待経験を繰り返すことにより、その事態を自分の力では変化させられないという認識を学習してしまった状態にあると言われます。マーティン・セグリマンの研究のパブロフの犬のような状態に陥っているということです。環境に働きかけても効力感が得られない経験が反復され、行動に対するコンピテンス——動機づけが十分に生起しなくなる状態をいいます。

それだけに、一時保護施設のような環境がいかにあるべきかということは極めて重要であります。その真逆でそれを無視した意思決定であり、その過程が明らかにされないまま、議会に提出する資料もほぼ全面が黒塗りのまま、漫然とこの事業が進められているというのはあり得ないことと思っておりますが、その点について論理構築した奈良市の見解をお示しいただきたいと思っております。

(三橋和史委員「いや、もう時間稼ぎしないでいただきたいんですよ。」と呼ぶ)

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員お述べの点でございますけれども、前回の質疑を受けまして、あり方検討委員会でもどのような議論がなされていたのかと再度点検したところでございます。委員御懸念の点につきましては、配慮した上で進めていきたいと思っております。

以上でございます。(三橋和史委員「そんなこと聞いてないんです。回答してください。」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 質問の……(三橋和史委員「いや、ちょっと時間を……」と呼ぶ)

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時10分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○野儀あけみ子ども未来部参事 御質問にお答えいたします。

まず、一時保護所に入所されている子供たちなんですけれども、委員御指摘のとおり、様々な心理状況の子供たちがいます。例えば虐待の子であったり、非行の子であったり、例えば遺棄された子供であったり様々な子供たちがいますので、その子供たちに、いかにアプローチ方法を、子供の行動観察を行いながら計画を立ててアプローチをしていくかということが、委員のお述べのとおりとても大切なこととなります。

それをまず、一時保護所でそういうアプローチをしながら、やはりそれを総合的に家族として、子供をどういうふう家庭に戻して、家庭と一緒にやっていくかというアプローチをするのが今度はワーカーです。ワーカーは児童相談所のワーカーなんですけれども、一時保護所と児童相談所が近くにありながら、子供のアプローチの方法等の計画を常に立てていく必要がありますので、一時保護所と児童相談所は、常にやはり一緒の場所にあるということはより求められるものです。

また、奈良市が目指している相談機能の充実としましては、簡単な相談から複雑な相談まで、

よりやはりまとめて受けていける。というのは、簡単な相談であると本人さんとか家族が思われていても、どんどん話を聞いていったら、複雑な、やはり問題も多々ありますので、それを解決するためには、やはり専門性の高い職員等が相談に乗っていかなくてはけません。そういう相談が、様々な相談が受けられるように子どもセンターを設置しております。するとやはり、マイナス点、プラス点が出てきますので、今委員おっしゃるようにマイナス点については、子供たちに十分に配慮した環境調整、例えばプライバシーに配慮するとか、子供の支援に配慮するとか、そういう運営の中でより配慮したような設定をした一時保護所、児童相談所の設置を考えてきました。

以上でございます。

○三橋和史委員 お聞きしたことに簡潔にお答えください。

続きまして、児童の虐待による心理的ダメージに対して、発達状態を正常に戻す動機づけ心理学に関するアプローチについてお聞きします。

これについては、認知論的アプローチ、情動論的アプローチ、欲求論的アプローチという有名な3つのアプローチがありますが、この観点からどのように取り組むのかという奈良市としての方針ないし見解をお聞かせください。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えします。

虐待を受けた子供たちへのアプローチなんですけれども、様々なアプローチ論があるかと思いますが、まずは子供の医学的な面から見た状態、また生活面から見た状態、また心理面から見た状態、そういうのを総合してアプローチをしていく必要があると思います。

委員お述べのとおり、虐待を受けた子供たちはいろんな心の傷を持っておりますので、様々な場面からのアプローチが必要となるので、そういう計画を立ててアプローチしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 あまり答弁になっていないと思いますけれども。

今までの答弁をお聞きし、児童相談所等における子供たちの保護、家庭への支援や援助の在り方に対する奈良市の無計画さ、浅はかさが際立ち、まるで児童相談所という業務の移管を受けることが市長をはじめとする行政側の実績づくりとしてしか扱われていないことが明白となりまして、疑義は確信に変わり、恐怖に変わってまいりました。

児童及び家庭への支援や援助に対する最善の対応という視点すらなく、この事業が現在の市長の実績づくりのための道具として、奈良市役所のパフォーマンスのために行われているに過ぎないと受け止めざるを得ません。

あまりお答えになりませんので、質疑のレベルを大きく落としたいと思いますが、虐待を受けた児童の観察及び確認に関するインフォームド・コンセントに関し、奈良市の方針ないし見解について、心理学的要素を示してお答えいただけますか。

(三橋和史委員「このぐらいは部長も答えられると思うんですけれども。」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時16分 再開

- 白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。
- 鈴木千恵美子ども未来部長 先ほどの御質問ですけれども、少し専門的過ぎるので（三橋和史委員「いや、専門的じゃないです。基本的な……」と呼ぶ）もう一度御質問の内容をお願いできませんでしょうか。お願いいたします。（三橋和史委員「いや、もういいですわ、はい。」と呼ぶ）
- 三橋和史委員 もう答えられていないことに関しては、また改めて回答を用意して、書面で提出してもらえますか。よろしいですか、委員長。ちょっと時間が無駄ですのでね。
- 白川健太郎委員長 提出は可能ですか。（三橋和史委員「そのぐらいやっとってください。」と呼ぶ）
- 鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。  
お調べしまして御提出したいと思います。  
以上でございます。（三橋和史委員「はい。よろしいですか。」と呼ぶ）
- 白川健太郎委員長 それでは、資料につきましては提出され次第、委員の皆様にご送付申し上げます。
- 三橋和史委員 かなり基本的なことをお聞きするんですけれども、虐待を受けた児童との関係におけるレポートに関する奈良市の方針ないし見解について、これも心理学的要素を示してお答えいただけますか。これも答えられますか。無理だったら、また書面で併せて答えていただきたいと思うんですけれども。
- 鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。  
正確な内容につきましてこの場でお答えすることは難しいですので、後日、書面にてお答えしたいと思います。  
以上でございます。
- 三橋和史委員 これ、市民の皆さんの目にも、本日の質疑で明確になったことと思います。児童らの保護はもちろんであります。その発達の正常化や環境の正常化に対する目的が没却されたまま、あるいは見出されないまま、意思決定なされたと言わざるを得ません。家庭への支援や援助についても同様であります。今日は時間の関係でほとんど取り上げられませんが、被虐待児童以外の要保護児童に対する最善の対応についても、全く検討されていないことは明らかであります。  
副市長に答弁を求めますが、この事業については実績づくりの要素が目立ち、本来の目的を見失ったまま突き進んでいるのでありまして、その是正が必要であると思料しますが、見解をお聞かせください。  
本事業に係る責任者たる子ども未来部長、また関係職員の答弁をお聞きしてもその能力不足や職務に対する真摯な姿勢が感じられないのは明らかであります。このままで突き進んで本当によろしいのですか。
- 向井政彦副市長 ただいままでの三橋委員の質問、私も聞かせてもらいましたが、すぐには分からないところがたくさんございました。学問的な用語であったり、ある学者なりの御意見とかいうこともあったのかと思います。そのあたりをまたしっかり調べて、奈良市として、それにどういう風に考えているのかというのは、また文書でお答えしたいと思います。
- 一方で、児童相談所に専門的な臨床心理士、その他の職員も今採用して研修も行ってまいりますので、そこはしっかり対応はしていきたいと思っております。
- 三橋和史委員 何十億円という税金を使って箱物を建てていくわけですよね。こういった専門的

な知見について現段階において備えておかなければ、その税金も無駄になりますから、もう既にそういった知見を身につけた上でどういった設計にしていくのかという観点が重要であるということは、もう通常の行政人の判断能力であれば明らかであると思いますので、よろしく願います。

子どもセンターの建設事業を巡りまして、私は自身で住民訴訟も提起しているところでありまして、司法の場で争うことのできる問題は限られると言わざるを得ませんが、子どもセンターの建設事業における本質的な問題は、本日取り上げましたように、本来の目的を失い、市長の実績づくり、行政側のパフォーマンス化している点にあるということを指摘しております。

私は寝食を忘れて調査をしているところですが、行政側は基本的なことさえも検討しておらず、悠々自適でまるで危機感もなく、自己保身の虚偽答弁もありました。子供たちと子育てを担う保護者らの苦勞と行政の果たすべき使命を思うと、そのような姿勢でいられるはずがないわけでありまして、実際のところ、現に県の所管において奈良市内には児童相談所が設けられているわけでありまして、まるで奈良市に児童相談所があることを御存じないかのような、恥ずかしい市長の発言もメディアで放送されておりました。関係住民への説明についても、奈良市を管轄する児童相談所が今も存在するという前提を欠いた不適切な点もあるものと思われまます。市民に不幸をもたらす前に、是正するよう強く求める次第であります。

防災服について伺います。

まず、これと関係して、災害時には消防隊、救急隊、救助隊の活躍が期待されることは言うまでもありませんが、外国人への配慮という観点から極めて基本的な事項について質疑していきたいと思ひます。

奈良市は国際文化観光都市としての建設を目指すということについては、各例規等の規定からも明らかでありまして、奈良市がその議を無視して都市計画公園の施設を撤去したことの違法性が争点となり、現在、私が提起している住民訴訟でも問題となっている都市計画審議会をあえて奈良国際文化観光都市建設審議会と称していることなどからも、理解されるところであります。災害時も含めまして、国際都市としての外国人向けの情報伝達にも万全を期することが奈良市職員には求められるわけでありまます。

このような観点からも明らかなように、消防職員の活動服については背面にその所属を表す文字が記載されておりまして、奈良市消防局という漢字表記とともに、NARA CITY F. B. — Fire Bureauという英語も併記されているところです。どういった目的から英語も併記しているのかという点につきまして、極めて簡単な質問ですが消防局長の答弁を求めまます。

○西岡光治消防局長 委員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

委員お述べのように、消防局の活動服の背面につきましては、奈良市消防局、そして英語表記でNARA CITY F. B. — Fire Bureauというふうな表示をさせていただいております。この活動服につきましては、消防組織法に基づきまして、消防庁が示す服装の基準に沿って奈良市の規則で規定しているものでございまして、この背面の英語の表示に関しましては特に規定というのはここではしていないのでございまして、日本語が読めない外国人に配慮し、日本語に加え英語で併記させていただいているというところでございまして。

○三橋和史委員 今般、奈良市は防災服を一新するというところであります。それ自体は結構なことではあります、これもまた行き届いていない点が散見されます。同報系防災行政無線の発注手続

がずさんであり、その怠慢により奈良市民に多額の損害を与えることとなったことは既に指摘してきましたが、防災服についてもパフォーマンスだけで、基本的な点について配慮が欠けているということが発覚しました。

その一例でございますが、先ほどの消防職員の活動服との対比から、危機管理監はまたもや独断専行によって、安易にその所属表記を漢字のみとして発注していたことが発覚したわけであり、この時代において、そのような事項さえ思いの至らない職員がいたとは遺憾であります。この国際文化観光都市を自称する奈良市の防災施策において、情報伝達の在り方という観点から、災害対応に際して用いられるという類似の機能を有する消防職員の活動服との対比の観点からも、まるで整合性の取れないものとなっているのであります。私が事前にお伝えしてきたにもかかわらず、なぜ漢字表記だけに固執するのか。やや小さめでもよいから、NARA CITY程度であれば英語表記としたりすることが合理的であると思料するものでありますがいかがでしょうか。危機管理監の答弁を求めます。

○**國友 昭危機管理監** 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

平成13年、2001年から奈良市消防局が先ほど御指摘の英語表記の表示をしておるということについては、認識をしているところでございます。また、防災服を具体化する中で、英語表記の併記についても検討したところでございますが、業者2社にこの英語表記について確認をいたしましたところ、最近の熊本地震、あるいはそのほかの災害において、何て書いてあるか分からないとの現場の意見があり、市民性を重視して漢字表記のみをお勧めいたしますというアドバイスをいただきました。

被災地におきましては、あるいは災害の現場におきましては、恐怖、失望、無力感、疲労感などの中、被災者やあるいは防災関係者には簡単明瞭、シンプルな情報が必要となるというふうに認識をしております。奈良市において活用する場合も、奈良市の3文字が市民の皆様へ安心感を与え、被災地支援に行った職員の防災服を見ても、奈良市の3文字を目に焼きつけていただき、奈良市で何かあったら今度は我々が奈良市を助けるという思いを持っていただきたいという思いで、そういったことで奈良市の災害時受援計画の実効性が担保できるということを期待して、英語表記はやらないと、奈良市3文字ということに決定をしたところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** もう答弁のレベルがあまりにも低いとまた目まいがしてきますので、ちょっとおやめいただきたいんですけども、これ、外国人のことはどうしてもよろしいんですか。業者が言っているから英語表記は要らない。

消防局長、先ほど答弁されましたね。外国人にも分かるように消防の活動服には書いているんだ、英語表記もしているんだと。なぜ併記しているか分からないそうですよ。

令和元年の外国人観光客数を見ますと、外国人訪問者数上位5位の県を紹介しますと、1位から順に東京都、大阪府、千葉県、京都府、そして5位に奈良県と続きます。奈良県への外国人訪問者数は実に331万8000人と、前年比で135.4%と増加率は全国で1位であります。また、その多くは奈良市に訪問しているということが分かります。奈良県の人口は約132万人で、奈良市の人口は約36万人でありますから、人口比での外国人観光客数の割合も極めて高いということが分かります。こういった数値を踏まえても、なお漢字表記だけが適切であると判断した理由を、あなたの主観的な思いは結構ですので、行政としての合理的な根拠を示して説明してください。

○**國友 昭危機管理監** お答えをいたします。

2019年度、昨年度の奈良市における外国人観光客の宿泊者数を見ますと、中国人が第1位、25万9000人、次いでアメリカ2万2000人、フランス2万2000人、台湾1万5000人、香港1万4300人ということで、奈良市の表記であればこの多くの観光客である中国人の皆様、台湾、香港の皆様にも御理解をいただけるものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ナイリャンシーですよ。漢字の奈良市という文字が必ずしもNARA CITYを意味するのか。あなたの能力ではそう理解されるかも分かりませんが、NARA CITYという文字を記すことによって、ほぼ全ての外国人が理解することができるんです。なぜ漢字表記だけにこだわるのか意味が分からないものであります。

これの英語表記の在り方についても、市議会にも相談せずに決めたという確認も取れておりません。一事が万事でありまして、凡事徹底できない役所や公務員が、市民の生命を預かる防災施策などを全うできるはずがありません。ましてあらかじめ指摘したにもかかわらず、またもやこれを無視し、聞き流していたということでもあります。

危機管理監及びその管下において同様の事例が散見され、指摘があるにもかかわらず、これに反発し、独自の理論を並べ立てて議会を無視する行政職員の暴走であると言わざるを得ません。一体、前職でも議会を無視してよいという教育を受けてきたのか、疑問を持つものであります。

外国人に対する情報伝達については、多言語により、少なくとも英語による併記も行っていくべきことが奈良県災害時外国人支援マニュアルにおいても明記されているのであります。危機管理監はこのマニュアルをお読みになったことがないのでしょうか。

(三橋和史委員「いや、もう時間がないんですよ。そうやって時間稼ぎしないでもらいたいですけれどもね。」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時32分 休憩

午後3時32分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

その前に、前職においてそういう教育を受けてきたのかということですが、我々、陸上自衛隊に勤務する者にとっては、それはちょっと受け入れ難いお言葉です。(三橋和史委員「今もう、時間進めないでください。こんな質問してないんですよ。いや、そう思わせるあなたの事務手続が問題なんですよ。それを棚に上げて何を、自衛隊の名誉がどうのこうのという話なんですか。そういうことを聞いているんじゃないですよ。今この奈良県災害時外国人支援マニュアルを読んだかどうかを聞いているんですよ。もういいですよ、あなた。もう座ってください。副市長、答弁してください。今のは時間からちゃんと除いてください。審議妨害もいいところですよ、あなた。反省してください。」と呼ぶ)

○向井政彦副市長 今、議論になっておりますこの防災服の内容につきましては、私もちょっと昨日初めて聞いただけで、内容、それまでの議論というものはあまり存じ上げておりません。今、先ほどからおっしゃられる議論の過程や決定の過程というのを私、直接知りませんので……(三橋和史委員「読んだことがあるかどうかだけなんです。ないでしょう。」と呼ぶ) いや、それはちょっと……(三橋和史委員「いや、もう副市長でいいですよ。答えてください、時間がないか

ら。」と呼ぶ) (國友 昭危機管理監「読んだことはありますが、内容は……」と呼ぶ) (三橋和史委員「それ、読んだことがないのと一緒にですよ。」と呼ぶ) 今、聞いたとおりでございますが、読んだことはあるけれどもその内容、詳細までは覚えていないということです。(三橋和史委員「はい、そうですね。」と呼ぶ)

○三橋和史委員 これ、奈良県災害時外国人支援マニュアルというものを読んだことがあれば、あなたのような結論に至るはずがないですよ。観光客を呼ぶだけ呼んで、いざというときに最も重要で支援を要する外国人に対しては冷たく、消防庁や国土交通省、観光庁からも多言語による情報伝達の重要性が指摘されているにもかかわらず、奈良市の危機管理部局は意味不明な理屈を並べ立てて、防災服に職員の所属を表すという最も基本的な箇所において漢字しか用いない。日本人さえよければよいというおよそ理解できない自己満足的で浅はかな考えにより、またしても税金を使って中途半端な防災施策を進めてきたものと評価せざるを得ません。

奈良市は外国人への情報提供の手引のようなものを策定していないということも、私の調査では分かっております。何の分野で、どのような場面でどのような多言語化を行うのかということについて、認識を誤った行政職員の独断を防止するためにも、全庁的に統一された方針の下で取り組んでいくように求めておきます。

自らの誤りを棚に上げて論点をそらすような答弁姿勢は、深く反省していただきたいと思いません。税金を使ってあなたは仕事しているんですよ。決められた手順に沿って、条例もしっかり守って、こういった行政手続の趣旨もしっかり理解して、職務に当たっていただくように最後申し上げまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○白川健太郎委員長 先ほどの三橋委員からの質問に対して提出していただく資料については、三橋委員と十分調整をしていただきますようお願いをいたします。

危機管理監、総合政策部長及び総務部長にはここで退出していただきます。ありがとうございました。

(國友 昭危機管理監、● 銅正宣総合政策部長、吉村啓信総務部長退室)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩